

法令等

問題1～問題40は択一式（5肢択一式）

問題1 正解1

本問では、裁判外の紛争解決手段についての知識を問うています。

もしかしたら、本文を読んでも、裁判外紛争解決手段についての問題だとは認識できないかもしれません。選択肢の語句からは確認できると思います。

まず、各選択肢を確認する前に関連する語句の定義を明らかにしておきます。

①調停とは、調停人が当事者双方の話を聞いた上で解決案を示してくれるという制度です。当事者は、示された解決案を受け入れることも拒否することも可能です。

②仲裁とは、あらかじめ当事者は仲裁人の判断に従うという合意をしておくという紛争解決方法です。この場合の仲裁人の下した判断は確定判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。また、仲裁判断がなされた場合には、この紛争について裁判を起こすこともできません。

③和解とは、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることをいいます。つまり、和解とは互譲が条件となります。

以上を前提に、各空欄に入る語句を検討します。このような場合には、入れやすい空欄から入れていくとよいでしょう。

まず、空欄 [ウ] と空欄 [エ] には、それぞれ仲裁と裁判が入ります。本文の9行目から、『[ウ]においては、[ウ]人が紛争についての決定を下したときは（以下、略）』という文章から、[ウ] は紛争当事者以外の第三者が間にに入る場合であり（[ウ]人とあることから間に人が入ることが分かります。）、かつ当事者がそれに拘束されるということが分かります。そこで、空欄 [ウ] には「仲裁」が入ります。そして、仲裁と同じく「当事者がそれに拘束される」ということから、空欄 [エ] には「裁判」が入ります。

この時点で、正解肢は1になりますが、確認のためにほかの空欄も検討すると、空欄 [ア] には、日本における日常用語で「仲裁」と同義で用いられる語句としては、「調停」が相応しいので、空欄 [ア] には「調停」が入ります。最後に、空欄 [イ] に「和解」を入れて読んでみても文意は通ることを確認します。

以上より、正解肢は1となります。

問題2 正解4

ア 裁判所法33条2項は、原則として簡易裁判所は禁錮以上の刑を科することができます。規定していますが、同条項ただし書では、刑法の一定の犯罪については例外的に3年以下の懲役を科すことができると規定しています。本肢は誤りです。

イ 簡易裁判所における一部の民事事件の訴訟代理業務は、法務大臣の認定を受けた司法書士には認められています（司法書士法3条2項参照）。しかし、行政書士法にはこのような規定はありません。本肢は誤りです。

ウ 民事訴訟法は、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、簡易裁判所の場合は、「訴えは、口頭で提起することができる。」と規定しています（民事訴訟法271条）。本肢は妥当な記述です。

エ 民事訴訟法は、簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができるとしつつ（民事訴訟法368条1項本文）、同条項ただし書で、「同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。

オ 問題文では、支払督促を発するのは「簡易裁判所判事」としていますが、民事訴訟法は、支払督促の要件として、「錢その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。」と規定しています（382条本文）。つまり、支払督促を発するのは「裁判所書記官」です。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはウ・エとなり、正解肢は4となります。

問題3 正解1

本問の題材となっている判例は、よど号ハイジャック新聞記事抹消事件です（最大判昭58.6.22）。

この事件は、勾留されている被告人が私費で新聞を定期購読していたところ、東京拘置所の所長は「よど号」乗っ取り事件に関する記事を塗りつぶして被告人に渡したという事案です。

最高裁は、未決拘禁者については逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生じる相当の蓋然性があると認められること、さらには障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限りで、一定の制限を受けることもやむを得ないとし、このような措置も合憲であるとしました。

この知識を前提に、各空欄に入る語句を検討します。

まず、空欄 **ア** には、居住か活動の二択となります。監獄ですので居住とすべきと判断できます。

次に、空欄 **イ** ですが、日常か身体の二択となります。そこで、文章を読み進めると空欄 **ウ** の後に、「それ以外の行為の自由をも制限される」という文章があります。そうすると、日常では意味が広いので、それ以外の行為という部分も包含してしまうことから、ここには「身体」が相応しいと判断できます。

次に、空欄 **ウ** ですが、「必要かつ蓋然的」な範囲で制限というのは、意味がとおりませんので、ここには「合理」が入ります。

さらに、空欄 **エ** ですが、遮断か隔離の二択ですが、監獄という施設ですので「隔離」という語句がより相応しいと判断します。

最後に、空欄 **オ** ですが、こちらは「その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる」という予測の話ですので、蓋然性が相応しいと判断できます。したがって、「蓋然」が入ります。

以上より、正解肢は1となります。

問題4 正解5

- 1 表現の内容の規制についての説明ですので、本文の「ある表現が伝達しようとするメッセージを理由とした規制」という部分は妥当といえます。また、具体例も妥当です。本肢は妥当な記述です。
- 2 表現内容の規制について、その内容に着目し営利を目的とした表現や人種的憎悪をあおる表現などについては、通常の表現内容よりもその規制の違憲審査基準を緩やかに解するべきとする見解も存在します。本肢は妥当な記述です。
- 3 表現内容中立規制の説明として、妥当な内容です。表現内容そのものの規制ではなく、その表現の時と場所、方法に関する規制といえます。また、具体例も妥当だといえます。本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、検閲の絶対的禁止と（税関検査訴訟事件 最大判昭59.12.12）、裁判所の事前差止の許容について（北方ジャーナル事件 最判昭61.6.11）、問題文の通りに判断しています。本肢は妥当な記述です。
- 5 問題文のように、「文言の射程を限定的に解釈し合憲とする」、いわゆる合憲限定解釈について、判例はこれを認めています（たとえば東京都教組事件 最大判昭44.4.2）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題5 正解2

本問は、議院の自律権についての憲法の規定の知識を問う問題です。

ただ、出題が論説文を読んでから問い合わせに答えるという形式なので、その点で躊躇の方もいるかもしれません。

問題文の下線には、「議院に自律権あることを前提とし、これを指示する規定」とあり、問題の指示は下線の指示に最も適合しないものを探せというものですので、各肢をこの趣旨で検討していきます。

- 1 問題文には、「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができる。」とあります。これは、憲法58条2項の内容となります。これは、まさに議院の自律権を表す規定といえます。
- 2 問題文は、「両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。」という国政調査権に関する規定です（憲法62条）。国政調査権は、確かに各議院で行使しますが、そもそもこの権利は立法のために認められたものであり、自律権とは関係がありません。よって、本肢が下線の指示に最も適合しないといえ、これが正解肢となります。
- 3 問題文は、「両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。」という内容です（憲法58条1項）。この規定は、議院の役員についてはその内部で選任するという自律権を表すものといえます。
- 4 問題文は、「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。」という内容です（憲法55条）。これも、議院のメンバーの資格争訟は議院の中で決着をつけるという自律権を表します。
- 5 問題文の、「両議院は、各々院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。」という内容は、議院のメンバーの懲罰権を議院自身に与えるという意味で自律権を表します（憲法58条2項参照）。

問題6 正解5

- 1 本肢の出題内容は、憲法学の問題というよりも一般知識の問題内容ですので、この点は出題内容に疑問が残ります。解答としては、衆議院の任期満了による解散はほとんどなく、大半は解散による総選挙となっているようです。本肢は誤りです。
- 2 判例は、衆議院の解散に関する司法審査では、高度の政治性ゆえに判断をしないという理由を述べています（最大判昭35.6.8）。本肢では、「一見極めて明白に違憲無効と認められる場合を除き、司法審査は及ばない」としていますが、これが条約に関する司法審査についての判例の理由付けです（砂川事件 最大判昭34.12.16）。本肢は誤りです。
- 3 本肢の出題内容も、肢1と同様に憲法学の問題というよりも一般知識の問題だと思います。解答としては、実際には不均衡を是正されないまま衆議院が解散された例はあります。本肢は誤りです。
- 4 憲法3条は「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」と規定しています。本条により、天皇が内閣の助言と承認を得ないで、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことはできません。本肢は誤りです。
- 5 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎないと考える場合には、憲法上内閣が助言と承認を与えるということは、実質的に内閣に衆議院の解散権を認めるということであると主張する考え方に対して、厳密に形式的儀礼的性格なものに助言と承認を与えて、そのことをもって実質的な解散権を認める論拠とはならないという結論になると批判することができます。その意味で、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題7 正解4

問題の題材となっている判例は、第三者所有物没収事件（最大判昭37.11.28）です。

この事件は、貨物の密輸を企てたAが関税法違反で有罪判決を受け、その付加刑として密輸に係る貨物の没収判決を受けたところ、その貨物にはA以外の第三者Bの所有する貨物も存在していたという事件です。

この判例では、第三者Bに告知と聴聞という手続的保障を与えることなく財産を没収したことが、憲法29条1項及び憲法31条に違反するのではないかが問題となりました。

判例は、上記のように、憲法31条を根拠として、適正手続の保障内容として、この告知・聴聞手続の保障を肯定した上で、関税法118条1項の規定は、犯罪に關係のある船舶や貨物等が被告人以外の第三者の所有物である場合でも没収ができる旨を定めていながら、その第三者に対し、告知、弁解、防衛の機会を与えるべきことを定めていない点において、違憲であると判断しました。

上記を前提として、本問の各肢を検討します。

ア 判例は、上記のように「第三者に対し、告知、弁解、防衛の機会を与えるべきことを定めていない点において、違憲であると判断」しています。本肢は法廷意見の見解として正しいです。

イ 判例は、判旨の中で、「かかる没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であつても、被告人に対する附加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をなしうることは、当然である。のみならず、被告人としても没収に係る物の占有権を剥奪され、またはこれが使用、収益をなしえない状態におかれ、更には所有権を剥奪された第三者から賠償請求権等を行使される危険に曝される等、利害関係を有することが明らかであるから、上告によりこれが救済を求めることができるものと解すべきである。」と述べています。本肢は法廷意見の見解として正しいです。

ウ 上記イの説明のとおりの内容です。したがって、本肢は法廷意見の見解として正しいです。

エ 本肢は、「被告人の申立に基づき没収の違憲性に判断を加えることは、～違憲審査権の範囲を逸脱する。」と述べていますが、判例はこの点を肯定していますので、本肢の内容は、法廷意見の見解として誤っています。

オ 本肢は、「本件の没収の裁判によって第三者の所有権は侵害されていない」と述べていますが、没収は明らかに所有権を侵害しますので、本肢の内容は誤っています。

以上より、正しいものはア・イ・ウであり、正解肢は4となります。

問題8 正解5

本問は、大阪地裁の判決文を読ませてから、その判例に明らかに反する文章を選ばせるという問題です。判例自体は、ほとんどの受験生が初見だったと思いますので、その場で精読して判旨を掴むことが要求されている出題だと思います。

まずは、判例を一読し、その後に各肢を検討していきましょう。

- 1 まず前提知識として、法律の留保に関する説の中の「侵害留保説」について確認しておきます。「侵害留保説」とは、国民の権利・自由を権力的に制限・侵害するような行政活動に限って、法律の根拠を必要とするという説です。逆に国民に利益を与えるような場合には必要としないとします。そうすると、問題文の判例に「行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず」とあるのは、この説からの見解といえると解されます。以上より、本肢は判例に明らかに反するとはいえません。
- 2 問題文の判例の中頃に「もちろん、その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることも考えられるが、」とあるのは、「行政庁がその所掌事務からまったく逸脱した事項について公表を行った場合、当該公表は違法性を帯びることがありうるとの立場」といえると解されます。以上より、本肢は判例に明らかに反するとはいえません。
- 3 問題文の判例の最初の方に「行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当」とあるのは、「義務違反に対する制裁を目的としない情報提供型の「公表」は、非権力的事実行為に当たるとの立場」といえると解されます。以上より、本肢は判例に明らかに反するとはいえません。
- 4 問題文の判例の冒頭に「食中毒事故が起きた場合、その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するところ」とあるのは、「集団下痢症の原因を究明する本件各報告の公表には、食品衛生法の直接の根拠が存在しないとの立場」といえると解されます。以上より、本肢は判例に明らかに反するとはいえません。
- 5 本肢は、「法律上の直接の根拠が必要であるとの立場がとられている。」としていますが、判例の最後に「厚生大臣がその所管する事務の範囲内において行い、かつ、国民の権利を制限し、義務を課すことをしてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表について、これを許容する法律上の直接

の根拠がないからといって、それだけで直ちに法治主義違反の違法の問題が生じるとはいえない。」とありますので、判例は事実上の効果にまで「法律上の直接の根拠が必要である」とは解していません。よって、本肢は判例に明らかに反するといえますので、これが正解肢となります。

問題9 正解1

- 1 判例は、瑕疵が明白であるかどうかについて、「瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である場合を指す」としています（最判昭36.3.7）。この判例に照らすと本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 行政庁の処分の効力の発生時期について、判例は、「行政庁の処分は、特定の規程のない限り、意思表示の一般的法理に従い、その意思表示が相手方に到達した時」としています（最判昭29.8.24）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、課税処分における内容の過誤が課税要件の根幹にかかわる重大なものである場合において、明白性の要件を満たさない場合でも、被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には、当該処分を当然無効としています（最判昭48.4.26）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合には、法令上は撤回についての明文の定めがない場合でも、認定権者はその権限において撤回ができる、と解しています（最判昭63.6.17）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、行政処分である裁決について「実質的に見ればその本質は法律上の争訟を裁判するもの」と述べ、行政機関が前審として裁判を行うことを肯定した上で、「かかる性質を有する裁決は、他の一般行政処分とは異なり、特別の規定がない限り、裁決序自らにおいて取り消すことはできない」として、不可変更力を認めています（最判昭29.1.21）。本肢は誤りです。

問題10 正解2

- 1 地方自治法234条1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定しています。したがって、「条例で定める方法によつても締結することができる。」という点が誤りです。
- 2 地方自治法234条2項は、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。本条項に照らすと本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 地方自治法234条3項は、「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」と規定しています。このように本条項には、ただし書で例外が定められています。本肢は誤りです。
- 4 地方自治法234条6項は、「競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。」と規定しています。本条項に照らし、本肢は誤りです。
- 5 地方自治法96条1項5号では、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」普通地方公共団体の議会の議決事項と定めています。したがって、問題文の「かつ指名競争入札による場合」という点が誤りです。

問題11 正解3

- 1 行政手続法2条4号は、不利益処分について「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。」とし、除外事由として「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分」を定めています（同条同号ロ）。本肢は誤りです。
- 2 行政手続法2条5号ロは、行政手続法における行政機関の定義として、「地方公共団体の機関（議会を除く。）」と規定しています。本肢は誤りです。
- 3 行政手続法2条8号ハは、行政手続法における処分基準の定義として、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 行政手続法2条3号は、行政手続法における申請の定義として、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。」と規定しています。このように条文上は、「申請者以外の第三者に対して」という文言がありません。本肢は誤りです。
- 5 行政手続法2条7号は、行政手続法における届出の定義として、「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。」と規定しています。このように条文上は、「行政庁にそれに対する諾否の応答が義務づけられているもの」という文言がありません。本肢は誤りです。

問題12 正解1

- 1 聴聞の場合、当事者は代理人を選任できます（16条1項）。また、この規定は弁明の場合にも準用されています（31条参照）。つまり、弁明手続でも当事者は代理人を選任できます。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときには、意見陳述の手続が必要でするので前段の説明は正しい内容です（13条1項1号イ）。しかしながら、後段の許認可等の拒否処分とは、要するに申請に対する拒否処分ですので、そもそも意見陳述の手続は不要です。本肢は誤りです。
- 3 条文上、「弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。」なっています（29条1項）。つまり、弁明において、口頭によるかどうかは行政庁の裁量になりますので、「与えなければならない。」とする点は誤りです。
- 4 聴聞手続では、名あて人となるべき者以外の者で、当該不利益処分に利害関係を有する者も、聴聞に参加することができます。これを参加人といいます（17条1項）。なお、弁明手続では、この規定は準用されていません（31条参照）。本肢は誤りです。
- 5 聴聞手続では、名あて人となるべき者及び参加人は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、原則として、処分の原因に関する文書の閲覧を求めることができます（18条1項前段）。しかし、弁明手続では、この規定は準用されていませんので、当該文書閲覧請求権は認められません（31条参照）。本肢は誤りです。

問題13 正解3

- ア 行政手続法7条は、行政庁は、申請をすることができる期間内にされたものであること等の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない、と規定しています。本条項に照らすと、本肢は誤りです。
- イ 行政手続法7条は、行政庁は、申請書に必要な書類が添付されてない等の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない、と規定しています。本条項に照らすと、本肢は正しい記述です。
- ウ 行政手続法には、不利益処分を行う場合には、事前に意見陳述の機会を与える旨の規定はありますが、申請に対する処分において、拒否処分をする場合には、事前の通知・弁明書の提出による意見陳述の機会の付与という制度はありません。本肢は誤りです。
- エ 行政手続法33条は、申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない、と規定しています。これを、反対解釈すれば、問題文のように、「継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるものでない限り、直ちに違法とされるものではない。」といえます。本肢は正しい記述です。
- オ 行政手続法は、申請者のために標準処理期間を定める努力義務と定めた場合の公示義務を定めていますが、これを徒過した場合には、「当該申請に対して拒否処分がなされたものとみなされる。」とする規定は設けていません。本肢は誤りです。

以上より、正しいものはイ・エとなり、正解肢は3となります。

問題14 正解1

ア 行政不服審査法15条6項は、いわゆる特定承継における審査請求人の地位の承継について、「審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。

イ まず、処分についての審査請求に関する審査請求期間については、処分があったことを知った日から起算するものと、処分があった日から起算するものの2つが定められています（18条1項、2項）。しかし、ともに「翌日から起算して」と定められていますので、初日不算入となります。本肢は誤りです。

ウ 行政不服審査法では、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者が、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合に、行政庁の不作為に対する審査請求ができることとされています（3条参照）。したがって、問題文のような「法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がなされないとき」は、同条が予定している場面ではありません。なお、行政手続法には処分等の求めの定めがあります（同法36条の3参照）。本肢は誤りです。

エ まず、一定の利害関係人は、審理員の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができます（13条1項）。また、当該参加人は、審査請求人と同様に、口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えられます（31条1項）。そして、参加人は証拠書類または証拠物を提出することができます（32条1項）。本肢は正しい記述です。

オ 前段の、総代を互選できる旨の部分は正しい記述です（11条1項）。しかし、一度総代が選任された後は、共同審査請求人は、総代を通じてのみ不服申立てに関する行為を行うこととなります（11条4項）。本肢は誤りです。なお、審査請求の取下げについては、この限りではありません（11条3項参照）。

以上より、正しいものはア・エとなり、正解肢は1となります。

<参考 行政不服審査法18条>

1項 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2項 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3項 省略

問題15 正解2

- 1 行政不服審査法では、再審査請求ができる場合は「法律に定めがある場合」とのみ規定されています（6条1項）。法律上、「処分庁の同意を得れば再審査請求をすることが認められる。」という定めはありません。本肢は誤りです。
- 2 行政不服審査法64条3項は「再審査請求に係る原裁決（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。」と規定しています。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 3 行政不服審査法6条2項は「再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。」と規定しています。したがって、申請先は行政不服審査会ではありません。本肢は誤りです。
- 4 行政不服審査法6条2項は「再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。」と規定しています。したがって、原裁決、当該処分のいずれかを対象とできます。本肢は誤りです。
- 5 行政不服審査法は、再審査請求期間の起算点について、「原裁決があった日の翌日から起算」と規定しています（62条参照）。「原処分があった日」ではありません。本肢は誤りです。

問題16 正解3

- ア 行政不服審査法では、不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を「棄却」ではなく、「却下する。」と規定しています（49条1項）。本肢は誤りです。
- イ 行政不服審査法49条2項は、「不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。」と規定しています。本肢は正しい記述です。
- ウ 行政不服審査法49条3項前段は、「不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。」と規定しています。本肢は正しい記述です。
- エ 行政不服審査法49条3項前段は、「不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。」と規定し、後段で法定の審査庁は一定の措置をとるべきことを規定しています。しかし、この中に「不作為庁の上級行政庁ではない審査庁」は含まれていませんので、問題文のような「当該処分をすべき旨を勧告しなければならない。」という義務はありません。本肢は誤りです。

以上より、正しいものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

問題17 正解4

ア 最高裁は、森林法に基づく保安林指定解除処分の取消しが求められた場合において、水資源確保等のための代替施設の設置によって洪水や渇水の危険が解消され、その防止上からは当該保安林の存続の必要性がなくなったと認められる場合には、当該処分の取消しを求める訴えの利益は失われるとしています（長沼ナイキ基地訴訟 最判昭57.9.9）。本肢は誤りです。

イ 最高裁は、土地改良法に基づく土地改良事業施行認可処分の取消しが求められた場合において、当該事業の計画に係る改良工事及び換地処分がすべて完了したため、当該認可処分に係る事業施行地域を当該事業施行以前の原状に回復することが、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、不可能であるとしても、そのような事情は、行政事件訴訟法31条（事情判決）の適用に関して考慮されるべきとして、当該認可処分の取消しを求める訴えの利益は失われない、としています（最判平4.1.24）。本肢は妥当な記述です。

ウ 判例は、そもそも建築確認とは、それがなければ工事ができないという意味に過ぎないとして、既に工事が終了した場合には、もはや建築確認を取り消すべき訴えの利益はないとしています（最判昭59.10.26）。本肢は誤りです。

エ 判例は、都市計画法に基づく開発許可のうち、市街化調整区域内にある土地を開発区域とするものの取消しが求められた場合において、当該許可に係る開発工事が完了し、検査済証の交付がされた後でも、市街化調整区域においては、開発許可がされ、その効力を前提とする検査済証が交付されて工事完了公告がされることにより、予定建築物等の建築等が可能となるという法的効果が生ずることから、この効果を阻止するという意味において、当該許可の取消しを求める訴えの利益は失われない、と判示しています（最判平27.12.14）。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはイ・エとなり、正解肢は4となります。

問題18 正解2

- 1 行政事件訴訟法14条1項は、「処分または裁決の日から」ではなく、「処分又は裁決があつたことを知つた日から」と規定しています。本肢は誤りです。
- 2 行政事件訴訟法14条3項は、「処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 3 そもそも、不作為が継続している限りは、出訴することが可能であるから、不作為の違法確認の訴えには、出訴期間の制限は馴染まないし、そのような規定も条文上存在しません。本肢は誤りです。
- 4 義務付けの訴えについては、取消訴訟の出訴期間の制限についての規定（14条）の準用がありません（38条1項参照）。つまり、義務付け訴訟には出訴期間の制限はありません。本肢は誤りです。
- 5 差止めの訴えについては、取消訴訟の出訴期間の制限についての規定（14条）の準用がありません（38条1項参照）。つまり、差止めの訴えには出訴期間の制限はありません。本肢は誤りです。

問題19 正解3

- 1 申請拒否処分がなされた場合における申請型義務付け訴訟（37条の3第1項2号）においては、取消訴訟または無効等確認の訴えと併合して提起すべきこととされています（37条の3第3項2号）。つまり、無効確認訴訟と併合提起することも可能です。本肢は誤りです。
- 2 裁判所は、あくまでも司法機関で行政機関ではありませんので、行政庁が義務付け判決に従った処分をしない場合でも、裁判所は行政庁に代わって当該処分を行うことはできません。本肢は誤りです。
- 3 義務付けの訴えについては、取消判決の拘束力の規定（33条1項）は準用されていますが、第三者効の規定（32条1項）は準用されていません（38条1項参照）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 仮の義務付けの要件としては、37条の5第1項は「義務付けの訴えの提起があつた場合において、」と規定し、そもそも義務付けの訴えを前提としています。つまり、義務付け訴訟を提起しなくとも、仮の義務付けのみを単独で申し立てることはできません。本肢は誤りです。
- 5 非申請型の義務付け訴訟（37条の3第1項1号）においては、条文上は「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり」という要件を定めていますが、申請型の義務付け訴訟（37条の3第1項2号）については、このような要件は定められていません。本肢は誤りです。

問題20 正解4

ア 判例は、国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に損害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、前記の一連の行為のうちいずれかに行為者の故意・過失による違法行為があつたのでなければ損害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどのような行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上の賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもつて損害賠償責任を免れることはできない、としています（最判昭57.4.1）。本肢は誤りです。

イ 判例は、税務署長が収入金額を確定申告の額より増額しながら必要経費の額を確定申告の額のままとして所得税の更正をしたため、所得金額を過大に認定する結果となつたとしても、確定申告の必要経費の額を上回る金額を具体的に把握し得る客観的資料等がなく、また、納税義務者において税務署長の行う調査に協力せず、資料等によって確定申告の必要経費が過少であることを明らかにしないために、右の結果が生じたなどの事実関係の下においては、右更正につき国家賠償法1条1項にいう違法があつたということはできない、と判示しています。本肢は正しい記述です。

ウ 判例は、公務員個人への賠償請求について、問題文のように「不適法として却下」とするのではなく、「請求には理由がないとして棄却される」としています（最判昭30.4.19）。この点で、本肢は誤りです。

エ 判例は、「その職務を行うについて」に該当するかどうかの判断においては、公務員が主觀的に職務執行の意思をもつてする場合に限らず、たとえ自己の利益を図る意図をもつてする場合でも、客觀的に職務執行の外形を備えていれば「その職務を行うについて」に該当するとしています（最判昭31.11.30）。本肢は正しい記述です。

以上より、正しいものはイ・エとなり、正解肢は4となります。

問題21 正解5

- 1 判例は、宅建業法の目的について、「免許を付与した宅建業者的人格・資質等を一般的に保証し、ひいては当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的とするものとはにわかに解し難く」として、業者の不正な行為によって個々の取引関係者が損害を被った場合でも、具体的な事情の下において、知事等に監督権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が著しく不合理と認められるときでない限り、右権限の不行使が取引関係者との関係で国家賠償法1条1項の違法評価を受けることはないとして、行政の責任を否定しました（最判平元.11.24）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、建築基準法に基づく指定を受けた民間の指定確認検査機関による建築確認は、結局のところ地方公共団体の事務と解すべきとして、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に該当すると判示しています（最判平17.6.24）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、処分庁には、不当に長期間にわたらぬうちに応答処分をすべき条理上の作為義務があり、右の作為義務に違反したというためには、客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間内に処分ができなかつただけでは足りず、その期間に比して更に長期間にわたり遅延が続き、かつ、その間、処分庁として通常期待される努力によって遅延を解消できたのに、これを回避するための努力を尽くさなかつたことが必要であるとしています。つまり、問題文のように、「申請処理の遅延により相当の期間内に応答がなかつたという事情があれば、当該遅延は、直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法」とは解していません（最判平3.4.26）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、裁判の違法性について、裁判官が、違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行ったものと認め得るような特別の事情がある場合には、これを認めます（最判平2.7.20）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、無罪の刑事判決が確定したというだけで直ちに当該刑事事件についてされた逮捕、勾留及び公訴の提起・追行が違法となるものではないとしています（最判昭53.10.20）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題22 正解1

ア 地方自治法10条1項の条文問題です。同条項は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定しています。同条項に照らして、本肢は妥当な記述です。

イ 地方自治法11条は、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」と規定しています。このように条文上は、日本国民に限定しています。本肢は誤りです。

ウ 地方自治法10条2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定しています。同条項に照らして、本肢は妥当な記述です。

エ 地方自治法12条1項は、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。」と規定しています。つまり、住民の条例制定改廃請求権は「すべての条例」についてではなく、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」は除外されています。本肢は誤りです。

オ 地方自治法13条の2は、「市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならぬ。」と規定しています。つまり、当該義務の主体は「都道府県」ではなく、「市町村」です。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・ウとなり、正解肢は1となります。

問題23 正解5

- 1 法律上は、自治事務の定義としては、「この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。」となっています（2条8項）。本肢は誤りです。
- 2 都道府県知事が法律に基づいて自治事務とされる行政処分を行う場合、当該法律に定められている処分の要件について、当該都道府県が条例によってこれを変更することができるとは断言できません。原則として、法律に反するような条例を制定することはできませんので、もし条例による変更が法律の趣旨に反するような場合には、これを行うことができません。本肢は誤りです。
- 3 地方自治法245条の2は、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」と規定しています。この事務には、法定受託事務も自治事務も含まれますので、関与の法定主義には自治事務も含まれます。本肢は誤りです。
- 4 自治紛争処理委員は、普通地方公共団体の自治事務に関する紛争を処理するためには設けられたものではありません。地方公共団体相互の紛争処理のためのものです（251条1項）。また、自治紛争処理委員は、非常勤となります（251条3項）。本肢は誤りです。
- 5 都道府県知事は、市町村長の担任する自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、または著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正または改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができます（245条の6第1号）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題24 正解5

- 1 判例は、住民訴訟の訴訟承継について、原告が死亡した場合においては、その訴訟を承継するに由なく、当然に終了するものと解すべきとしています（最判昭55.2.22）。本肢は誤りです。
- 2 住民訴訟を提起する場合には、その前に住民監査請求を提起している必要があります（242条の2第1項）。そして、住民監査請求の請求権者は請求時に住民であればよいので、その対象となる財務会計行為が行われた時点において当該普通地方公共団体の住民であることが必要とはされてません（242条1項）。本肢は誤りです。
- 3 住民訴訟の前提となる住民監査請求について、条文上は問題文のような一定数の連署を求めていません。住民監査請求は、1名でも可能です（地方自治法242条1項）。本肢は誤りです。
- 4 条文上は、地方議会は、権利放棄の議決を行うことができます（地方自治法96条10号）。また、住民監査請求について、議会が請求権を放棄できることを前提とした規定を置いています（同法242条10項）。本肢は誤りです。
- 5 地方自治法は、住民訴訟を提起した者が勝訴した場合、弁護士に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができるとしています（242条の2第10項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題25 正解1

- 1 判例は、条例に基づく公文書開示請求を拒否する場合に理由を付記する意味を、非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきであるとし、それ以上に、例えば一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとしています（最判平11.11.19）。この判例からは、訴訟において、行政側が非公開決定に付した非公開理由とは別の理由を主張することも許されることになります。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 判例は、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当としています（最判平26.7.14）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、条例に基づく公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書が書証として提出された場合には、当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅しないとしています（最判平14.2.28）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、条例に基づく公文書非開示決定に取消し得べき瑕疵があった場合、そのことにより直ちに、国家賠償請求訴訟において、当該決定は国家賠償法1条1項の適用上違法であるとの評価を受けるとはせずに、事案の諸事情を勘案して違法性を判断すべきとしています（最判平18.4.20）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、条例に基づき地方公共団体の長が建物の建築工事計画通知書についてした公開決定に対して、国が当該建物の所有者として有する固有の利益が侵害されることを理由としてその取消しを求める訴えは、法律上の争訟に該当するとしています（最判平13.7.13）。本肢は誤りです。

問題26 正解1

- 1 都道府県公安委員会は、合議制の機関であり、その意思決定は合議によることがあります。つまり、免許の交付の権限は都道府県公安委員会の委員長ではなく、都道府県公安委員会が有するということになります。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 2 判例は、免許停止処分の取消訴訟において、免停の期間及び期間の経過により違反点数が消滅した場合は、道路交通法上の不利益を受ける恐れがなくなったことになるので、訴えの利益も消滅するとしています（最判昭55.11.25）。しかし、本問では、「当該違反行為を理由とする違反点数の効力が残っていた」とありますので、訴えの利益は消滅しません。本肢は誤りです。
- 3 運転免許証の「○年○月○日まで有効」という記載は、行政行為に付される附款の一種で、行政法学上は「期限」に該当します。期限とは、行政行為の効果を将来の確実な事実にからしめる意思表示です。ちなみに、「条件」とは、法律行為の効力の発生・消滅を、将来の発生が不確定な事実にからせる付款をいいます。本肢は誤りです。
- 4 特許とは、特定のために、新たな権利を設定し、又は法律上の地位を付与する行為をいいます。自動車の運転免許は、本来国民が有している権利を一般的に禁止しておき、一定の技能や知識を有する特定の者等に対して解除するという「許可」に分類されます。本肢は誤りです。
- 5 都道府県公安委員会は、地方自治法上、都道府県に設置される都道府県の執行機関です（地方自治法180条の5第2項1号）。つまり、国の行政機関ではないので、内閣総理大臣の指揮監督を受けません。本肢は誤りです。

問題27 正解4

- 1 民法838条1号は、後見が開始する場合について、「未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。」と規定しています。本肢に照らして、本肢は妥当な記述です。
- 2 保佐人は、民法が定める被保佐人の一定の行為について同意権を有します（13条1項各号参照）。さらに、家庭裁判所が保佐人に代理権を付与する旨の審判をしたときには、保佐人は特定の法律行為の代理権も有することになります（876条の4第1項）。本肢は妥当な記述です。
- 3 民法は、補助開始の審判は、17条1項の審判（被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判）、または876条の9第1項の審判（被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判）とともにしなければならないと規定しています（15条3項）。この意味は、いずれか一方とともに、もしくは双方とともに補助開始の審判が可能であるという意味に解されています。本肢は妥当な記述です。
- 4 民法20条4項は、被保佐人が保佐人の同意を要する行為をその同意を得ずに行つた場合において、相手方が被保佐人に対して、一定期間内に保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたが、その期間内に回答がなかったときは、その行為を取り消したものとみなすと規定しています。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 判例は、制限行為能力者が、相手方に制限行為能力者であることを黙秘して法律行為を行った場合であっても、それが他の言動と相まって相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、詐術にあたるとしています（最判昭44.2.13）。本肢は妥当な記述です。

問題28 正解4

ア 判例は、即時取得の成立には、一般外形上の占有状態の変更が必要であるとして、そのような変化のない占有改定には即時取得の成立を認めないと解しています（最判昭35.2.11）。本肢は妥当な記述です。

イ そもそも留置権とは、債権者が物を留置することで債務者に対して弁済を間接的に促すものですので、たとえ占有代理人としてであっても債務者本人が物を占有している場合には、留置権の成立は認められません。本肢は妥当な記述です。

ウ 民法333条は、「先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。」と規定しています。そして、この引き渡しに占有改定が含まれるかどうかについて、判例はこれを肯定しています（大判大6.7.26）。本肢は妥当ではありません。

エ まず、前段ですが、民法344条は「質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。」と規定していますので、この点は妥当です。次に、後段についてですが、民法345条は、「質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。」と規定しています。本条の趣旨からすると、民法344条の引渡しには、設定者を以後、質権者の代理人として占有させる、占有改定による引渡しは含まれないと解されます。本肢は妥当な記述です。

オ 動産の譲渡担保権を第三者に対抗するためには目的物の引渡しが必要です（178条）。そして、この引渡しには、占有改定による引渡しも含まれると解されています（最判昭30.6.2）。本肢は妥当ではありません。

以上より、妥当でないものはウ・オとなり、正解肢は4となります。

問題29 正解3

- 1 根抵当権では、抵当権と違って極度額の範囲であれば確定した原本と利息その他の定期金及び債務不履行による賠償金の全額について担保されます（398条の3）。抵当権のような、「利息その他の定期金の2年分」という制約はありません（375条1項）。本肢は誤りです。
- 2 根抵当権では、元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができます（398条の4第1項）。この場合に、高順位抵当権者や第三者の承諾は要求されません（同条2項）。なお、変更について元本確定前に登記をしなければ変更はなかったこととされます（同条3項）。本肢は誤りです。
- 3 まず、前段の「根抵当権の元本確定期日は、当事者の合意のみで変更後の期日を5年以内の期日とする限りで変更することができる」という部分は妥当です（398条の6第1項、3項）。次に、後段の「変更前の期日より前に変更の登記をしなければ、変更前の期日に元本が確定する」という点も正しい記述です（同条4項）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 まず、前段の元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権行使することができないという点は妥当です（398条の7第1項）。しかし、後段については、たとえ免責的債務引受があっても、根抵当権者は引受人の債務について根抵当権行使できませんので、この点が誤りです（398条の7第2項）。
- 5 民法398条の21第1項において、「元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。」と規定しています。本肢は誤りです。

問題30 正解3

- 1 民法は、選択債権における選択権の帰属について、「債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。」と規定しています（406条）。本肢では、当事者間に特約がないので、原則どおり債務者であるAに帰属します。本肢は誤りです。
- 2 民法407条は、選択債権における選択権は、相手方に対する意思表示によって行使すること、さらにその意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができないと規定しています。つまり、撤回する場合には、Bの承諾を得る必要があります。本肢は誤りです。
- 3 選択権者Aの過失によって、給付の中に不能なものが発生した場合には、債権はその残存する目的物について存在することとされています（410条）。つまり、給付の目的物は、乙建物になります。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 4 民法上は、第三者が、選択権を行使すべき場合には、債権者又は債務者に意思表示をすればよいと規定されています（409条1項）。したがって、「AおよびBの両者に対する意思表示によって」する必要はありません。A Bいずれかでよいです。本肢は誤りです。
- 5 民法409条2項は、「第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。」と規定しています。つまり、Cが選択をすることができないときは、選択権は、原則に戻りAに移転します。本肢は誤りです。

問題31 正解5

- 1 民法470条2項は、「併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。」と規定しています。つまり、債権者Bと引受人Cとで契約することができます。本肢は妥当な記述です。
- 2 民法470条3項は、「併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。」と規定しています。つまり、債務者Aと引受人Cとで契約することができます。この場合には、債権者BがCに対して承諾をした時に契約の効力が生じます。本肢は妥当な記述です。
- 3 民法472条2項は、「免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。」と規定しています。つまり、債権者Bと引受人Cとで契約することができます。そして、Bが債務者Aに契約した旨を通知した時に、その効力を生じます。本肢は妥当な記述です。
- 4 民法472条3項は、「免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができます。」と規定しています。つまり、債務者Aと引受人Cにより契約をし、それを債権者BがCに対して承諾することで契約の効力が生じます。本肢は妥当な記述です。
- 5 民法472条の3は、「免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。」と規定しています。本条に照らして、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題32 正解5

- 1 判例は、売買契約が詐欺を理由として取り消された場合における当事者双方の原状回復義務は、同時履行の関係にあると解するのが相当であると解しています（最判昭47.9.7）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、造作買取代金債権は造作に関して生じた債権で、建物に関して生じた債権ではないと解するを相当とするとしています（最判昭29.1.14）。この見解からは、造作代金の提供と、建物の明け渡しは同時履行の関係にはなりません。本肢は誤りです。
- 3 判例は、家屋の賃貸借終了に伴う賃借人の家屋明渡債務と賃貸人の敷金返還債務とは、特別の約定のないかぎり、同時履行の関係に立たないと解しています（最判昭49.9.2）。本肢は誤りです。
- 4 民法は、請負においては「報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。」と規定しています（633条本文）。つまり、原則として報酬支払義務は、仕事完成義務ではなく、仕事の目的物の引渡しと同時履行の関係にあります。したがって、「目的物の引渡しに先立って報酬の支払を求めることができ、注文者はこれを拒むことができない。」ということはありません。本肢は誤りです。
- 5 判例は、双務契約の当事者の一方は、相手方の履行の提供があつても、その提供が継続されないかぎり、同時履行の抗弁権を失うものではないと解しています（最判昭34.5.14）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題33 正解2

- 1 借地借家法10条1項は、「借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。」と規定しています。また、民法605条の2第1項は、「前条、借地借家法第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。」と規定しています。つまり、Bは借地借家法10条1項により対抗要件を備えた賃借権を有していますので、土地がA C間で移転した場合には、賃貸人たる地位もAからCに移転します。本肢は妥当な記述です。
- 2 判例は、「土地の賃借人は、借地上に妻名義で保存登記を経由した建物を所有していても、その後その土地の所有権を取得した第三者に対し、建物保護に関する法律一条により、その土地の賃借権をもつて対抗することができない。」と判示しています（最判昭47.6.22）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 民法605条の2第3項は、「賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。」と規定しています。つまり、所有権移転登記をしないと、賃貸人として賃料請求をできないということになります。本肢は妥当な記述です。
- 4 まず、Bは対抗できる賃借権を有していますので、A C間の売買により、Cは賃貸人たる地位にあります。そして、賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、608条の規定による費用の償還に係る債務及び622条の2第1項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継します（605条の2第4項）。つまり、BはCに対して必要費の返還請求権行使できます。なお、必要費の返還請求権については、「賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に對し、直ちにその償還を請求することができる。」と規定されています（608条1項）。本肢は妥当な記述です。
- 5 まず、Bは対抗できる賃借権を有していますので、A C間の売買により、Cは賃貸人たる地位にあります。そして、賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、608条の規定による費用の償還に係る債務及び622条の2第1項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継します（605条の2第4項）。つまり、BはCに対して敷金の返還請求権行使できます。なお、敷金の返還請求権については、民法622条の2が規定しています。本肢は妥当な記述です。

問題34 正解2

- 1 判例は、原則として、人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のため実験上必要とされる最善の注意義務を要求されるとしています（最判昭36.2.16）。そして、この注意義務について、「右注意義務の基準となるべきものは、診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」としています（最判昭57.3.30）。さらに、判例は、この医療水準について、医療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮すべきであり、右の事情を捨象して、すべての医療機関について診療契約に基づき要求される医療水準を一律に解するのは相当でないと解しています（最判平7.6.9）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、医療水準は、医師の注意義務の基準（規範）となるものであるから、平均的医師が現に行っている医療慣行とは必ずしも一致するものではなく、医師が医療慣行に従った医療行為を行ったからといって、医療水準に従った注意義務を尽くしたと直ちにいうことはできないとしています（最判平8.1.23）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 判例は、乳がんの手術にあたって、手術をする医師には、その当時医療水準として未確立であった乳房温存療法について、その医師の知る範囲で説明すべき診療契約上の義務があるとしています（最判平13.11.27）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、開業医が、その下で通院治療中の患者について、その病名は特定できないまでも、自らの開設する診療所では検査及び治療の面で適切に対処することができない何らかの重大で緊急性のある病気にかかっている可能性が高いことを認識することができたなど判示の事情の下では、当該開業医には、高度な医療を施すことのできる適切な医療機関へ転送し、適切な医療を受けさせる義務があるとしています（最判平15.11.11）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、精神科医は、向精神薬を治療に用いる場合において、その使用する向精神薬の副作用については、常にこれを念頭において治療に当たるべきであり、向精神薬の副作用についての医療上の知見については、その最新の添付文書を確認し、必要に応じて文献を参照するなど、当該医師の置かれた状況の下で可能な限りの最新情報を収集する義務があるというべきとしています（最判平14.11.8）。本肢は誤りです。

問題35 正解4

ア 民法817条の2第1項は、特別養子縁組の成立について「家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。」と規定しています。つまり、家庭裁判所の審判が必要です。本肢は誤りです。

イ 特別養子縁組において養親となる者は、配偶者のある者であることが要求されています（817条の3第1項）。また、夫婦いずれもが20歳以上であり、かつ、そのいずれかは25歳以上でなければならぬとされています（817条の4）。本肢は正しい記述です。

ウ 民法上、特別養子となる者の同意が必要なのは、その者が15歳に達している場合に限られます（817条の5第3項）。本肢は誤りです。

エ 特別養子縁組が成立した場合、実父母及びその血族との親族関係は原則として終了します（817条の9）。その結果、特別養子は実父母の相続人となる資格を失うこととなります。本肢は正しい記述です。

オ 特別養子縁組の離縁については、民法817条の10が規定しています。それによると、①養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること、および②実父母が相当の監護をすることができる二つの要件が揃い、そして養子の利益のため特に必要があると認めるとときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができます。本肢は誤りです。

以上より、正しいものはイ・エとなり、正解肢は4となります。

問題36 正解2

ア 判例は、高価品とは、容積または重量の割に著しく高価な物品をいうものと解すべきであるとしています（最判昭45.4.21）。問題文では、高価品について「運送人が荷送人から收受する運送貨に照らして、著しく高価なもの」と判例とは別の基準を述べているので、本肢は誤りです。

イ 商法577条1項は、「貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。

ウ 商法577条1項は、「貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。」と規定しています。しかし、その例外として、同条2項1号は、「物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。」には商法577条1項を適用しないとしています。本肢は妥当な記述です。

エ 商法577条2項2号は、「運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。」には商法577条1項を適用しない、つまり運送人は免責されないとしています。本肢は誤りです。

オ 商法587条は、577条の規定を、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用しています。したがって、原則として、高価品について運送人が免責されるときは（577条が適用されるときは）、運送人の不法行為による損害賠償責任も同様に免除されます（587条による準用）。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・エとなり、正解肢は2となります。

<参考 商法577条～高価品の特則>

1項 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

2項 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。

二 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

問題37 正解1

- ア 会社法25条2項は、「各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- イ 株式会社の設立に際して作成される定款について、公証人の認証がない場合には、会社の設立の無効原因と解されています。そして、この場合に提起されるのは、設立取消訴訟ではなく、設立無効訴訟です（828条1項1号）。なお、この訴訟の提訴権者は、設立する株式会社の株主、取締役、執行役、監査役、清算人です（828条2項1号）。本肢は誤りです。
- ウ 会社法33条10項3号では、現物出資財産等について定款に記載または記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合は、当該証明および不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合には、現物出資財産等については検査役による調査を要しないこととしています。本肢は正しい記述です。
- エ 株式会社が成立しなかったときは、発起人のみが、連帶して、株式会社の設立に関してした行為について、その責任を負い、株式会社の設立に関する支出した費用を負担します（56条）。本肢は誤りです。
- オ 金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができるのは、条文上、募集設立の場合に限定されています（64条1項）。本肢は誤りです。

以上より、正しいものはア・ウとなり、正解肢は1となります。

問題38 正解5

- 1 「株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができる」のは、いわゆる取得請求権付株式ということです。そして、この取得請求権付株式は、株式全部にも、株式の一部にも付することができます（107条1項2号、108条1項5号参照）。本肢は妥当な記述です。
- 2 「株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてその取得を請求することができる」のは、いわゆる取得条項付株式です。そして、この取得条項付株式は、株式全部にも、株式の一部にも付することができます（107条1項3号、108条1項6号参照）。本肢は妥当な記述です。
- 3 会社は、他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において、その会社が保持している自己株式を取得することが認められています（155条10号）。本肢は妥当な記述です。
- 4 会社法165条2項は、「取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は妥当な記述です。
- 5 会社が株主との合意により自己株式取得をする場合には、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額を定める必要があります（157条1項3号）。そして、この総額は、その効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないと定められています（461条1項3号）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。

問題39 正解4

- 1 株式会社は、基準日を定めて、当該基準日において株主名簿に記載または記録されている株主（以下、「基準日株主」という。）を株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができます（124条1項）。本条項に照らして、本肢は妥当な記述です。
- 2 会社法124条4項は、「基準日株主が行使することができる権利が株主総会又は種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができます。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は妥当な記述です。
- 3 会社法310条1項は、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。」と規定し、同条2項は、「前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。
- 4 株主総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、株主総会の招集決定や通知の規定は、適用されません（会社法317条）。これは、当初の計画の総会と延期された総会を一体として扱うものとして、新たに基準日を設定する等を省略するものです。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 株主が議決権行使書面を送付した場合において、当該株主が株主総会に出席して議決権を行使したときには、先の書面による議決権行使の効力は失われると解るべきです。そもそも書面による議決権行使は、出席できない株主のためのものだからです（298条1項3号）。本肢は妥当な記述です。

問題40 正解1

- 1 公開会社とは、「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社」をいいます（2条5号）。大会社とは、①最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上か、②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上に該当する株式会社をいいます（2条6号）。そして、公開会社では、1株でも譲渡制限を付してない株式を発行すればよいので、株式の一部に譲渡制限があっても問題ありません。また、大会社には譲渡制限株式についての制約はありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 会社法37条3項および113条3項は、公開会社では、発行可能株式総数は発行済株式総数の4倍を超えることができないとしています。本肢は妥当な記述です。
- 3 株式会社が取締役会設置会社である場合には、株主総会の招集の通知は書面で行う必要があります（299条2項1号）。そして、公開会社には取締役会を設置しなければなりませんので（327条1項1号）、この場合には書面で通知する必要があります。本肢は妥当な記述です。
- 4 会社法328条は、公開会社であっても公開会社ではない場合でも、大会社は、会計監査人を置かなければならぬとしています。本肢は妥当な記述です。
- 5 会社法331条2項は、「株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。

問題41～問題43は択一式（多肢選択式）

問題41 ア：20（使用者） イ：8（政治活動）
ウ：17（利益代表） エ：1（統制）

本問は、労働組合の統制力に関する三井美唄炭坑事件（最高判昭43.12.4）を題材とした問題です。

この裁判では、主に労働組合の統制権と組合員の立候補の自由について争われました。

判例は、この点について「労働組合が、地方議会議員の選挙にあたり、いわゆる統一候補を決定し、組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補の選にもれた組合員が、組合の方針に反して立候補しようとするときは、これを断念するよう勧告または説得することは許されるが、その域を超えて、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に統制違反者として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして許されない。」と判示しました。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。

まず、空欄 **ア** には、労働者との対比で「強者」と称されていますので「20（使用者）」が入ります。

次に、空欄 **イ** には、その前段の文章に「現実の政治・経済・社会機構のもとににおいて、労働者がその経済的地位の向上」とあり、空欄イのすぐあとが「社会活動」とあることから「8（政治活動）」が入ります。

さらに、空欄 **ウ** には、「労働組合が～議会に送り込むため」という文章があることから「17（利益代表）」が入ります。

そして、空欄 **エ** には、本判例の主要な争点の一つでもある組合が組合員に対して勧告等をする行為を言い換える語句として「1（統制）」が入ります。

問題42 ア：4（所掌事務） イ：9（勧告）
ウ：16（指針） エ：6（意見公募）

本問は、行政手続法における行政指導に関する条文知識と、それに関する最高裁判例（最判平17.7.15）についての出題です。

まず、押さえておくべき知識として、行政手続法の以下の条文があります。

・行政手続法2条6号

「行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」

・行政手続法2条8号二

「行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）」

・行政手続法39条1項

「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。」

最後に、病院開設中止勧告の処分性を肯定した判例を押さえておきましょう。

すなわち、病院開設中止勧告（行政指導）が抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるか、が問題となったという判例です。最高裁は、勧告に従わないことは相当程度の確実さをもって不利益を受けるという場合には、その勧告に処分性を認めるとしています（最判平17.7.15）。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。まず、空欄 [ア] には、行政手続法2条6号の文言から「4（所掌事務）」が入ります。

次に、空欄 [イ] には、おなじく行政手続法2条6号の文言から「9（勧告）」が入ります。

さらに、空欄 [ウ] には、行政手続法2条8号二により「16（指針）」が入ります。

そして、空欄 [エ] には、行政手続法39条1項を考慮すると「6（意見公募）」が入ります。

問題43 ア：11（私法上の権利利益） イ：18（法律上の争訟）
ウ：5（地方自治の本旨） エ：10（議会の内部規律）

本問では、普通地方公共団体の議会議員に対する懲罰等が違法であるとして、当該懲罰を受けた議員が提起した国家賠償請求訴訟における最高裁判例を題材としています（最判平31.2.14）。

最高裁は、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきであるとしています。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。まず、空欄 [ア] には、「11（私法上の権利利益）」が入ります。国家賠償法1条1項の基本構造についての文章ですが、同条項は国民が公権力により損害を被った場合の規定ですので、このように解されます。

次に、空欄 [イ] には、「18（法律上の争訟）」が入ります。問題文で、裁判所法3条1項にいうとありますので、法律上の争訟が相応しいです。

さらに、空欄 [ウ] には、憲法の定めるとありますので、「5（地方自治の本旨）」が入ります。

そして、空欄 [エ] には、その自律的な判断に委ねるのが適当という文章から「10（議会の内部規律）」が入るとわかります。

<注意>

この問題の題材となっている判例は、平成31年2月14日であり、出題は令和2年11月7日ですが、令和2年11月25日に地方議会における議員への懲罰について、従来は部分社会の法理を用いて司法審査の対象外としていた判断を、最高裁が判例変更し、これらを司法審査の対象としました。

したがって、今後は、地方議会の議員に対する懲罰等については、司法審査の対象となるという点に注意しましょう。

問題44～問題46は記述式

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

問題44

<模範解答>

本	件	組	合	を	被	告	と	し	て	、	本	件	換	地
処	分	を	対	象	と	す	る	無	効	の	確	認	を	求
め	る	訴	え	を	提	起	す	る	。					

(40字)

<解説>

まず、問題文では、「誰を被告として」、「どのような行為を対象とする」、「どのような訴訟（行政事件訴訟法に定められている抗告訴訟に限る。）を提起すべきか」と指示がありますので、この点を忠実に解答に反映させます。

次に、訴えるべき訴訟類型ですが、問題文をよく読むと、取消訴訟の出訴期間が経過しているとの条件があるので、無効の確認を求める訴えが候補として挙がります。

そして、対象となる行為は、換地処分の効力を争いたいと書いてありますので、素直に換地処分を書きます。

最後に、被告ですが、行政事件訴訟法11条2項は、「処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。」と規定しており、当該土地区画整理組合は、この「国又は公共団体に所属しない行政庁」に該当すると解されますので、被告を土地区画整理組合とします。

問題45

<解答例>

B	が	詐	欺	の	事	実	を	知	り	又	は	知	る	こ
と	が	で	き	た	と	き	に	限	り	、	A	は	、	契
約	を	取	り	消	す	こ	と	が	で	き	る	。		

(43字)

<解説>

本問では、民法96条2項の条文知識と、そのあてはめが問われています。そこで、まず条文を確認します。

<民法96条2項>

「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」

そして、問題文では、以下の2点が条件として提示されていますので、この点については、必ず問題文の指示を守りましょう。

- ①Aは、本件契約に係る意思表示を取り消すことができるかどうかを書くこと。
- ②記述にあたっては、「本件契約に係るAの意思表示」を「契約」と表記すること。

そして、問題文の事例を分析すると、AのBへの土地売却の契約締結は、Cの詐欺によるものだということが分かります。

そこで、Aの取消が可能かどうかは、民法96条2項により、Cの悪意または過失の有無にかかることになりますので、この点を記載することになります。

問題46

<解答例>

信	義	則	上	登	記	の	欠	缺	を	主	張	す	る	正
当	な	利	益	を	有	し	な	い	者	で	あ	つ	て	、
A	C	間	の	売	買	は	有	効	で	あ	る	か	ら	。

(45字)

<解説>

まず、問題文の指定では、以下の点が提示されています。

- ①解答は、「背信的悪意者は」に続けて書くこと。
- ②背信的悪意者の意義を踏まえて書くこと。
- ③判例の説明に沿って考えた場合、Dへの譲渡人Cが無権利者でない理由を書くこと。

この3点に気を付けて解答を作成します。

そこで、まず、本問の判例を検討すると、「背信的悪意者からの転得者Dについて、無権利者からの譲受人ではなくD自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、甲不動産の取得をもってBに対抗しうる」とあります（最判平8.10.29）。この意味は、A→C→Dと不動産が転売されているところ、CがBに対抗できないのは、Cが背信的悪意者であるからというのが理由であり、Cが無権利者だからという理由ではないということを意味します。つまり、A C間の売買自体は有効であるということです。

したがって、解答には、背信的悪意者の定義に続けて、このA C間の売買自体は有効であるということを記載します。

一般知識等

問題47～問題60は択一式（5肢択一式）

問題47 正解3

- 1 アメリカの男女普通選挙の実現は、第一次世界大戦後の1920年です。本肢は誤りです。
- 2 ドイツでは、帝政時代にすでに男子の普通選挙は認められていました。なお、男女普通選挙の実現は、問題文のとおりワイマール共和国時代の1919年に実現しています。本肢は誤りです。
- 3 日本では、戦前の1925（大正14）年に、満25歳以上のすべての男子の普通選挙が実現し、戦後の1945（昭和20）年に、女性の参政権を認めました。これにより、男女普通選挙が実現しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 スイスでは、1971年から一部を除き男女普通選挙が実現しています（全土では1991年に実現）。本肢は誤りです。
- 5 イギリスの、男女普通選挙の実現は1928年です。「19世紀末には男女普通選挙が実現」は誤りです。本肢は誤りです。

問題48 正解2

- 1 フランス人権宣言は、前文で「人間のもつ譲渡不可能かつ神聖な自然権を莊重な宣言によって提示することを決意」と述べて個人の権利としての人権を肯定しています。本肢は誤りです。
- 2 フランス人権宣言は、前文で「国民議会を構成するフランス人民の代表者たちは、人権についての無知、忘却あるいは軽視のみが、公衆の不幸および政府の腐敗の原因である」と述べています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 フランス人権宣言は、第1条で「人間は自由で権利において平等なものとして生まれ、かつ生きつづける。社会的差別は共同の利益にもとづいてのみ設けることができる。」と述べています。本肢は誤りです。
- 4 フランス人権宣言は、第3条で「すべて主権の根源は、本質的に国民のうちに存する。」と述べています。領土ではありません。本肢は誤りです。
- 5 フランス人権宣言は、第16条で「いかなる社会であれ、権利の保障が確保されおらず、また権力の分立が定められていない社会には、憲法はない。」と述べています。武力ではありません。本肢は誤りです。

問題49 正解3

本問は、日本におけるバブル経済とその崩壊に関する知識を問う出題です。

日本のバブルとは、一般的には、1986（昭和61）年12月から1991（平成3）年2月あたりの地価の上昇を中心とした好景気をいいます。平成景気とも呼ばれます。

大きな流れとしては、1985年のプラザ合意により、為替相場がドル安に傾くことになり、この影響を受けて日本は円高になります。日本は、製造業の比率が高く輸出が多い国だったので、円高はこれらの製造業の業績を悪化させ、日本経済は低迷することになりました。

その後、1987（昭和62）年のG7の合意により、過度なドル安が是正されることになると、景気は回復し、平成景気と呼ばれる好景気になりました。

この好景気の背景には、日銀の低金利政策があり、その実体は土地や株式などの投機に向かうものだったことから、実体がないということで「バブル」と呼ばれるものでした。

しかし、日銀が政策を金融引締めに変換し、地価高騰を抑える目的で地価税が導入されると、いわゆるバブルは崩壊し、日本は長い不況に突入することになります。

以上を前提に、空欄に語句を補充すると、まず空欄【I】には、「円高」が入ります。そして、空欄【II】には、「輸出」が入ります。さらに、空欄【III】には、「低金利政策」が入り、空欄【IV】には、「金融引締め」が入ります。最後に空欄【V】には、「地価税」が入りますので、正解肢は3となります。

問題50 正解5

- ア 建設国債の発行は、1950年代ではなく、1966（昭和41）年から発行されています。本肢は誤りです。
- イ 特例国債（赤字国債）が初めて発行されたのは、1980年代ではなく、1965（昭和40）年です。本肢は誤りです。
- ウ 特例国債（赤字国債）は、1993（平成3）年度から3年間は発行されていませんが、建設国債は発行されています。本肢は誤りです。
- エ 東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を調達する目的で、2011年度から、復興債が発行されています。本肢は妥当な記述です。
- オ 増大する社会保障給付費等を賄う必要があることから、2014年度の消費税率の引上げ後も、毎年度の新規国債発行額は30兆円を超えていました。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはエ・オとなり、正解肢は5となります。

問題51 正解3

- ア 児童手当とは、中学校終了までの児童を対象に、父母等の児童を養育している者に対して一定額を支給する制度です（児童手当法1条）。本肢は誤りです。
- イ 児童扶養手当とは、母子世帯・父子世帯を問わず、ひとり親家庭などにおける生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として給付を行う制度です（児童扶養手当法1条）。本肢は妥当な記述です。
- ウ 学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。問題文の様に、生活保護世帯以外も対象となり、支援の基準や対象は市町村により異なっています。本肢は妥当な記述です。
- エ 小学生以下の子どもが病気やけがにより医療機関を受診した場合、国費ではなく都道府県および市町村などの自治体による医療費助成がなされています。そして、その基準等は各自治体によります。本肢は誤りです。
- オ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されましたが、0歳から2歳までについては、住民税非課税世帯を対象として無償化となっています。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

問題52 正解3

ア 問題文のサービスは、サブスクリプションです。ギグエコノミーとは、インターネットを通じて単発の労働を受発注する働き方を指します。本肢は誤りです。

イ シェアリングエコノミーと呼ばれる、服や車など個人の資産を相互利用する消費形態が広がりつつあります。本肢は妥当な記述です。

ウ 戸建住宅やマンションの部屋を旅行者等に提供する宿泊サービスを民泊と呼びます。その中には、ホテルや旅館よりも安く泊まることや、現地の生活体験をすることを目的に利用する人々も存在します。本肢は妥当な記述です。

エ サブスクリプションとは、肢1にもありますが、定額制サービスを指します。問題文は環境に配慮することを述べていますので、あてはまりません。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

問題53 正解4

- ア まち・ひと・しごと創生基本方針2015の閣議決定により、基本方針として、地方への新しい人の流れをつくるとともに、地方に仕事をつくり、人々が安心して働くようにすることなどが掲げられている。本肢は妥当な記述です。
- イ 青森県田舎館村の田んぼアートなど、地方創生事例集には同様の取り組みが多数掲載されています。本肢は妥当な記述です。
- ウ 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地盤産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。本肢は妥当ではありません。
- エ 商店街の一部では空き店舗を活用して新たな起業の拠点とする取組みが行われています。本肢は妥当な記述です。
- オ エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組をいいます。本肢は妥当ではありません。

以上より、妥当でないものはウ・オとなり、正解肢は4となります。

問題54 正解3

ア 厚生労働省発表の令和元年（2019年）人口動態統計（確定数）の概況によると、死因で最も多いのは悪性腫瘍、次いで心疾患、老衰と続きます。本肢は妥当ではありません。

イ 厚生労働省「人口動態統計」を基にした内閣府の発表によると、初婚年齢は、2018年においては男性で30.7歳、女性で31.1歳となっています。男女ともに30歳前後なのは、2005年頃からとなっています。本肢は妥当な記述です。

ウ 日本では、第1次ベビーブームは1947（昭和22）年～1949（昭和24）年、第2次ベビーブームは1971（昭和46）年～1974（昭和49）年となっていますが、第2次ベビーブームは、次のベビーブームを起こしたとはいえません。本肢は妥当ではありません。

エ 2019（令和元）年の総務省の資料によると、自然増減は48万5千人の減少で、13年連続の自然減少となり、減少幅は拡大しています。本肢は妥当な記述です。

オ 2019（令和元）人口動態統計（確定数）の概況によると、出産した母の年齢層別統計では、昭和60年や平成7年ごろは20代が最多でしたが、平成17年ごろから30代が最多となっています。本肢は妥当ではありません。

以上より、妥当なものはイ・エとなり、正解肢は3となります。

問題55 正解3

ア BCCは、一般的にはBlind Carbon Copyの略です。メールを送付する際に、宛先以外に送付する場合に使用します。BCCでは、受信者には第三者にもメールを送付したことが分からぬという特性があります。本肢は妥当ではありません。

イ SMTPとは「Simple Mail Transfer Protocol（シンプル・メール・トランスファー・プロトコル）」の略称です。電子メールを送信するための通信プロトコルを指します。本肢は妥当な記述です。

ウ SSL（エス・エス・エル）とは、Secure Socket Layer（セキュア・ソケット・レイヤ）の略です。インターネット上におけるブラウザとサーバ間でのデータの通信を暗号化し、送受信させる仕組みのことです。本肢は妥当ではありません。

エ HTTP（エイチ・ティー・ティー・ピー）とは、Hyper Text Transfer Protocol（ハイパー・テキスト・トランスファー・プロトコル）の略です。Web上でホストサーバーとクライアント間で情報を送受信することを可能にする通信プロトコルをさします。本肢は妥当な記述です。

オ URL（ユー・アール・エル）とは、Uniform Resource Locator（ユニフォーム・リソース・ロケータ）の略称です。これは、インターネット上のリソース（データやサービス）を特定するための形式的な表示方法をいいます。本肢は妥当ではありません。

以上より、妥当なものはイ・エとなり、正解肢は3となります。

問題56 正解2

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき」について、行政機関個人情報法保護法21条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。」と規定しています。いったん却下とはしていません。本肢は誤りです。
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、不開示情報について14条で規定しています。本肢のような場合には、14条5号の「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当します。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 4 そもそも、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に「不開示情報」のいずれかが含まれている場合を除いて、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければなりません（14条）。本問では、「個人識別符号が含まれていない場合」とありますので、開示すべき場合です。また、情報公開法に基づき開示請求をするようにという教示義務もありません。本肢は誤りです。
- 5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律には、「請求を却下する前に、開示請求者に対して当該請求を取り下げるよう通知しなければならない。」という規定はありません。本肢は誤りです。

問題57 正解5

- 1 個人情報保護法22条の条文には、「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。」とありますので、全部委託も可能です。本肢は誤りです。
- 2 個人情報保護法16条3項3号の条文上は、同意が不要な場合としては、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」と規定されています。問題文では、「個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得ることが困難でない場合」とありますので、この点で本肢は誤りです。
- 3 原則として、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません（23条1項本文）。しかし、「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データの提供を受ける者が生じる場合」においては、これらの者を第三者とは扱いませんので（23条5項2号）、これらの場合には、同意は不要となります。本肢は誤りです。
- 4 原則として、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはできません（23条1項本文）。しかし、例外的に「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」においては、同意は不要となります（23条1項4号）。本肢は誤りです。
- 5 個人情報の保護に関する法律において、個人情報取扱事業者は、個人情報の取得にあたって通知し、又は公表した利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、個人情報によって識別される特定の個人である本人に通知し、又は公表しなければなりません（18条3項）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題58 正解4

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読します。その後に、各空欄について、適切な短文を選んでいきます。

まず、空欄 **I** ですが、対話というマナーがなくなり、今の日本のコミュニケーションの基本的なマナーは、空欄 **I** となっている。そして、その内容としては、相手に何も言わせないと説明されています。したがって、ここには、ウが入ります。

次に、空欄 **II** ですが、相手に私を説得するチャンスを与えるということは、コミュニケーションの死活問題だと述べ、それは空欄 **II** を意味すると述べ、その後に説明としてボクシングにおけるベルトをたとえ話に持ち出し、試合前にチャンピオンベルトを中立的なところに保管することと同じとしています。このことからすると、ここにはオが入ります。

以上より、正解肢は4となります。

問題59 正解2

まず、最初に、問題文を一読して下さい。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。

まず、空欄の直前には、科学は、控えめな客觀性しかないが、それでも役割は「立派に」果たされていると述べられています。

そうすると、次に続く文章は、「立派に」という形容に呼応させて、エが相応しいと分かります。そして、そのエの文章を受けて、次は話を展開させる、アが来ます。その次は、アで大きく広げた点を制限するように、ウを繋げます。そして、再度、科学は控えめな客觀性をもつことを述べるオが来て、最後にその真意を説明するイがきます。

つまり、エ→ア→ウ→オ→イと並びます。

以上より、正解肢は2となります。

問題60 正解1

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。その後に、各空欄について、適切な語句を選んでいきます。

まず、池に小石を投げたときに生じるのは、波紋ですので空欄 **I** は、波紋が相応しいです。

次に、議論が **II** するにつれて、言葉が荒くなるということは、空欄 **II** には過熱か白熱が相応しいです。

さらに、議論で最初に求められるもので、言葉に対する修飾語ですので、選択肢をみると、正確が相応しいとわかります。

そして、ユーモアが社交を **III** するとありますが、選択肢を検討すると、相応しいのは促進だとわかります。

最後に、空欄 **V** には、反論や問題提起が引き起こす、心理的な状態ですので、葛藤、抑圧、懊惱も入る可能性があります。

そうすると、すべて満たす選択肢は1となりますので、正解肢は1となります。